

## 第1 募集概要

1 埼玉県警察学校で募集する委託業務  
食堂業務

2 履行場所  
埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目804番地  
埼玉県警察学校 食堂

3 契約期間  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで  
ただし、令和14年3月31日を限度（5年）とし、1年ごとに契約を更新することができる。

## 4 契約条件

- (1) 受託事業者（以下「事業者」という。）は、善良な管理者の注意を持って、履行場所の施設（以下「学校施設」という。）を維持管理し、自らの責めに帰すべき事由により同施設を滅失又は毀損したときは、速やかに埼玉県警察学校に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 事業者は、学校施設の原状を変更してはならない。  
ただし、あらかじめ文書をもって埼玉県警察学校の承認をうけたものについては、この限りではない。
- (3) 事業者は、学校施設を他の者に転貸し、又は担保にしてはならない。
- (4) 埼玉県警察学校において公用若しくは公共用に供するために学校施設を必要とするとき又は事業者が営業条件若しくは契約条件に違反したときは、埼玉県警察学校は契約を解除することができる。この場合において、事業者は前記により生じた損害を請求することができない。
- (5) 事業者は、契約期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、自己の責任において、埼玉県警察学校が指定する期日までに学校施設を原状に復さなければならない。
- (6) 事業者は、食堂運営にあたり、埼玉県警察学校又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任でその補償をしなければならない。

## 5 業務内容

業務内容は「食堂委託業務仕様書」のとおりとする。

## 第2 企画提案書等の作成、提出等

### 1 提出書類

- (1) 公募参加申請書（様式1）
- (2) 業務確約書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 役員名簿（様式4）
- (5) 食堂業務に関する企画提案書（様式5）

### 2 食堂業務に関する企画提案書の作成

食堂業務に関する企画提案書（以下「企画提案書」という。）は、委託業務仕様書に基づき、作成する。字数、行数、余白は変更してもよいが、その他の様式の変更は認めない。記載内

容が多い場合は、項目ごとに別紙に記載してもよい。

### 3 企画提案書等の提出要領

#### (1) 提出方法

提出先に郵送(簡易書留)若しくは持参する。

#### (2) 提出期間

令和8年7月27日(月)から令和8年8月21日(金)までの間

※但し、持参する場合は

平日午前9時00分から午後4時30分までの間

(午前11時40分から午後1時までを除く)

#### (3) 提出先

〒331 - 0813

埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目804番地

埼玉県警察学校厚生係

電 話 048-663-5527 (内線 220)

#### (4) その他

企画提案書等の作成及び提出並びに本件応募に関する費用は、全て事業者側の負担とする。

### 第3 委託業者選定手続

#### 1 企画提案書等が次に該当する場合、応募者は失格とする。

(1) 提出期間、提出先又は提出方法が前記第2に適合しないとき。

(2) 公募説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないとき。

(3) 虚偽の内容が記載されているとき。

#### 2 審査手続

(1) 書類審査を行う。

(2) 書類審査の結果、上位数社について試食審査を実施する。

試食審査は、埼玉県警察学校の施設内で指定料理を指定数量提供する形式で行う。

#### 3 審査結果通知

企画提案書等の審査結果は、全ての応募者へ書面により通知する。

試食審査の対象となった応募者には、併せて日程、実施要領の詳細を通知する。

最終選考結果については、書面により通知する。

なお、審査結果及び内容についての問い合わせには応じない。

### 第4 委託業者決定後の手続

最終選考により選定された事業者は、本公募説明書の内容に添って、業務開始前に契約書等を埼玉県警察学校と取り交わすものとする。

### 第5 留意事項

1 企画提案書等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、提出された企画提案書等は非公開とする。

2 公募説明書及び埼玉県警察学校が提供する資料は、複写しないこととする。

企画提案書等を提出しない事業者は、前記配布した書類等は本書類提出締切日までに郵送

又は持参にて埼玉県警察学校に返却することとする。

- 3 公募説明書の記載内容及び本業務において知り得た一切の秘密は、埼玉県警察学校の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。

#### 第6 質疑及び回答

本件（公募及び企画提案書等の作成）に関する質疑は、様式6によりFAX（埼玉県警察学校厚生係 FAX048-652-0799）により送付すること。

なお、質疑の受付は令和8年7月27日（月）から31日（金）の5日間とし、その回答については令和8年8月7日（金）までに全ての業者にFAXで返答する。

ただし、公募手続の公平、公正性の点から回答できない場合がある。